

2024年10月 日

東京地方検察庁 検察官検事 検事 殿

被疑者 氏
弁護人 菊 池 皓 里

通告書

私は、傷害 被疑事件で警視庁 警察署に勾留中の被疑者 氏の弁護人です。 氏に対する捜査について、次のとおり通告します。

氏は、検察官の取調べを受けることを拒否します。これは日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

氏を取調べのために東京地方検察庁に呼び出さないでください。警察署に赴いて、 氏の取調べをしないでください。

以上

2024年10月 日

警視庁 警察署長 殿
警視庁 警察署 刑事課長 殿
警視庁 警察署 司法警察員 警部補 殿

被疑者 氏
弁護士 菊池 皓 野

通告書

私は、傷害 被疑事件で警視庁 警察署に勾留中の被疑者 氏の弁護士です。
氏に対する捜査について、次のとおり通告します。

氏は、警察官の取調べを受けることを拒否します。これは日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

氏を取調室に呼び出さないでください。 氏の取調べをしないでください。

以上

2024年10月 日

警視庁 留置管理第一課長 殿
警視庁 警察署 警務課長 殿

被疑者 氏
弁護士 菊池 皓 野

通告書

私は、傷害 被疑事件で警視庁 警察署に勾留中の被疑者 氏の弁護士です。 氏に対する処遇について、次のとおり通告します。

氏は、今後一切の取調べを受けることを拒否します。これは日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して、 氏を取調べに連れて行くことは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

取調べのために 氏を房から出さないでください。房から出るように 氏を説得したり、何らかの理由を付けて房から出すことをしないでください。

氏が房から出ないことを理由に不利益な処遇をすることも、黙秘権侵害に他なりません。

房から出ないことを理由に、 氏に不利益な処遇をしないでください。

以上